



2018年5月15日

各 位

会 社 名 東亜ディーケーケー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 俊夫  
(コード：6848 東証第1部)  
問合せ先 取締役副社長 玉井 亨  
(TEL.03-3202-0211)

## 役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び株式取得型報酬制度を導入する方針を決議し、その実施にあたり必要な議案を2018年6月26日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

役員報酬制度改革の一環として、年功的要素及び報酬の後払い的要素のある役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬の一部に株式取得型報酬制度を導入することで、役員の報酬と株主価値との連動性を高め、会社業績に対する経営責任を一層明確化するものです。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止いたします。

これに伴い、在任中の取締役及び監査役に対し、それぞれの就任時から本株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。また、その支給の時期につきましては、それぞれの退任時といたします。

##### (2) 株式取得型報酬制度の導入

役員退職慰労金制度の廃止後、取締役の報酬体系につきましては、固定報酬と年次業績等を勘案し決定する賞与に加え、株式取得型報酬制度を導入いたします。本制度は、社外取締役を除く取締役が固定報酬の一定額を役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取得した株式は当該取締役の在任期間中保有するものです。

なお、監査役の報酬体系につきましては、その職務の独立性に鑑み固定報酬のみとし、賞与につきましては本株主総会後の支給をもって廃止いたします。

##### (3) 取締役及び監査役の報酬額の改定

当社の取締役の報酬額は2000年6月29日開催の定時株主総会で月額23百万円以内、監査役の報酬額は2007年6月28日開催の定時株主総会で月額4百万円以内としてそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直し及び経済情勢の変化等の諸般の事情を考慮して、月額による定めを年額に改めるとともに、取締役につきましては報酬額を年額350百万円以内とし、監査役につきましては報酬額を年額60百万円以内とする議案を本株主総会に付議する予定です。

以 上